

4 差押えの効力

1 一般債権者が得た債権の転付命令が第三債務者に送達される前に物上代位権の行使による差押えをしなかった抵当権者は、当該債権につき物上代位権を行使できなくなるとされた事例

松山地裁宇和島支判 平成11年7月8日

高松高判 平成12年3月31日

最三小判 平成14年3月12日 民集56-3-555、裁時1311-6、判時1785-35、判タ1091-68、
金法1648-53、金商1148-3、REITIO53

<事案の概要>

Aは、その所有する土地・建物に関し、B県に対し、土地売買残代金債権及び建物移転補償金債権を有していた。

Aの一般債権者Xは、AのBに対する債権につき平成10年3月に差押命令を得た、Xは、同債権につき、同年5月6日に転付命令を得て、同月7日に差押債務者A及び第三債務者Bに送達された。

他方、A所有の建物の抵当権者Yらは、抵当権の物上代位権の行使として、AのBに対する建物移転補償金債権につき同年同月13日に差押命令を得た。

執行裁判所は、抵当権者Yらが一般債権者Xに優先する弁済権を有するものとして配当表を作成した。

これに対し、Xが配当異議の訴えを提起した。

<裁判所の判断>

第1審は、抵当権に基づく差押えが転付命令の確定前になされた場合には、抵当権に基づく差押えが転付命令に優先すると述べて、Xの訴えを斥けた。

控訴審も、未だ第三債務者から弁済がなされるまでの間に、優先弁済権を有する抵当権者が物上代位権に基づき差押えをした場合には、転付命令が確定するか否かを問わず、転付命令よりも物上代位権に基づく差押えが優先すると述べて、Xの控訴を斥けた。

これに対し、最高裁は次のように述べてXの請求を認容した。

民事執行法第159条第3項に規定する差押えに物上代位による差押えが含まれることは文理上明らかであることに照らせば、抵当権の物上代位としての差押えについて強制執行における差押えと異なる扱いをすべき理由はない。

よって、転付命令が第三債務者に送達される時までに抵当権者が被転付債権の差押えをしなかったときは、抵当権者が被転付債権について抵当権の効力を主張することはできない。

2 民事訴訟法第113条の類推適用により、競売開始決定の公示送達による送達が、被担保債権の時効中断事由である差押えの通知としての効力を有するとされた事例

横浜地裁小田原支決 平成13年12月17日

東京高決 平成14年2月15日

最二小決 平成14年10月25日 民集56-8-1942、裁時1326-5、判時1808-65、

<事案の概要>

Xは、その所有する本件不動産につき、Yを根抵当権者、Zを債務者とする根抵当権を設定した。

Yの申立てにより競売開始決定がされ、Zに対しては平成13年1月20日発効の公示送達により開始決定が送達された。

Xは、競売開始決定の公示送達による送達は、被担保債権の消滅時効の中断事由たる差押えの通知（民法第147条、第155条）としての効力を有しないとして、平成13年6月14日の経過をもって、被担保債権が時効によって消滅したと主張し、競売開始決定に対する執行異議の訴えを提起した。

<裁判所の判断>

第1審は、Xの請求を認容した。

これに対し、抗告審及び最高裁は、次のように述べて、Xの訴えを斥けた。

民事訴訟法第113条は、訴訟追行に必要な意思表示の公示送達による送達について、当該意思表示の実体法上の到達の効力を認め、重ねて民法第98条所定の公示による意思表示の手續を要しないこととして、意思表示者の二重の負担を回避する趣旨である。

競売開始決定及びその正本の送達は競売手續の進行に不可欠の手續であり、意思表示者の二重の負担の回避の観点から、民事訴訟法第113条を類推適用し、その公示送達による送達に実体法上の到達の効力を認めることは同条の趣旨に反しない。

よって、本件公示送達の開始から2週間を経過した時点で、被担保債権につき民法第155条所定の差押えの通知がされたことにより、その消滅時効は中断した。